

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表の
エラー表示等の内容、処理方法について

福井県国民健康保険団体連合会
業務課 介護保険室

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 1870000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

福井県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
180000 △△市	0000000001 カゴ 知	請	H27.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
180000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H27.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ANN4
180000 △△市	0000000002 カゴ ジ	請	H27.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ANNM

ANNMエラーはANN4エラーとセットで出力されます。

内容・
 ①ANN4 様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済
 ②ANNM サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・
 ①ANN4 前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

- 既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
- 既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
- 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ANNM 前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（0決定）しているのに再請求した場合。

対応・
 ①（1）の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。

①（2）の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。
 通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで2～3ヶ月かかります。

①（3）の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。

②ANNMの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。



ポイント！ エラーコード=ANN2は当月審査分における重複、エラーコード=ANN4、ANNMは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄 エラーコード=ANN9

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号 1870000000

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名 □□介護事業所

1 頁

福井県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
180000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H27.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
180000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H27.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9
180000 △△市	0000000001 カゴ 知	給	H27.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ANN9

1つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラー
と合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・**様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要**

原因・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード=2）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。

給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード=1）分として再提出します。

「備考」欄 エラーコード=返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1870000000
------------	------------

平成27年5月審査分

平成27年5月31日

事業所（保険者）名	□□介護事業所
-----------	---------

1 頁

福井県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
990000 △△市	0000000001 かご 知	請	H27.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻

内容・・査定でエラーのあるもの

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

【出典】

福井県国民健康保険団体連合会ホームページ (<http://www.fukui-kokuhoren.or.jp/>)
→各種ダウンロード→介護・福祉事業者の皆様へ→「介護給付費の請求について」

※他の返戻理由についてはこちらをご確認ください。

介護報酬請求媒体にかかる留意点

介護サービス事業者等が審査支払機関に対して行う費用の請求に関しては、平成26年8月15日に、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第98号）が公布、施行され、その内容は以下のとおりであるのでご留意いただきたい。

1 書面請求

介護給付費の請求は、原則として、請求方法を伝送又は電子媒体による請求に限定しているが、伝送又は電子媒体による請求が困難である介護サービス事業者等に配慮するため、例外規定として下記の場合には当分の間書面による請求を可能とする。ただし、こうした事業所等について、**引き続き書面による請求を行おうとする場合には、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行う**ものとし、届出を行わない場合には、平成30年度以降は伝送又は電子媒体による請求に移行しなければならない。（附則第2条関係）

- (1) 居宅療養管理指導、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の請求のみ行う、又は居宅療養管理指導等以外のサービス種類のみを行う事業所
- (2) 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所
- (3) 次の事由に該当する事業所
 - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合（障害が生じている間に行う請求に限る）
 - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合（設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る）
 - ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合（改築工事中である施設又は臨時の施設で事業を行っている間に行う請求に限る）
 - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合（事業の廃止又は休止するまでの間に行う請求に限る）
 - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合（当該請求に限る）

2 ISDN 請求

「伝送」請求については、これまで ISDN 回線によることとしてきたが、平成26年11月以降、インターネット回線による請求が可能になった。また、**ISDN 回線による請求を行うことができる期間は、平成30年3月31日まで**となった。

【参 考】

WAMNET (<http://www.wam.go.jp/>)

→ 「介護保険最新情報 Vol.388」

※詳細・各様式についてはこちらをご確認ください。